

平成 2 4 年度包括外部監査の意見に対する対応結果の公表
(企 画 総 務 局)

- 1 監査意見公表年月日
平成 2 5 年 2 月 4 日 (広島市監査公表第 1 号)
- 2 包括外部監査人
世良 敏昭
- 3 監査意見に対する対応結果通知年月日
平成 2 5 年 9 月 4 日 (広調分第 4 号)
- 4 監査のテーマ
指定管理者制度に関する事務の執行について
- 5 監査の意見及び対応の内容

(1) 親会社の財務安全性の点検について (所管課：企画総務局企画調整部分権・行政改革推進課)	
監 査 の 意 見	対 応 の 内 容
子会社の財務安全性は親会社の財務安全性に強く影響を受ける。親会社を持つ会社が指定管理者となる場合、財務安全性の点検は子会社である指定管理者に加え、その親会社についても行うことが望まれる。 また、統一的な取扱いができるよう、ガイドライン等で対応方法を定めることが望まれる。	指定管理者の申請をした者又は指定管理者（以下「指定管理者等」という。）の発行済株式の 1 0 0 %を保有する株式会社（以下「親会社」という。）が存在する場合は、当該親会社に対し、指定管理者等と同様の財務安全性の点検を行うこととした。 また、この点検は、指定管理者の申請をした者については指定管理者候補の選定時において、また、指定管理者については毎年度の業務実施状況の確認時において行うこととした。 このことについて、各施設所管課で統一的な取扱いができるよう、平成 2 5 年 4 月に広島市指定管理者制度ガイドラインを一部改訂するとともに、説明会を開催して周知を図った。

(2) 指定管理者の自己評価について (所管課：企画総務局企画調整部分権・行政改革推進課)	
監 査 の 意 見	対 応 の 内 容
業務の実施状況について自己評価の項目としていない施設が複数確認できた。自己評価をより効果的なものとするためには、業務の実施状況について適切な自己評価を行うことが望まれる。 また、統一的な取扱いができるよう、ガイドライン等を見直すことが望まれる。	本市の指定管理者制度では、指定管理者は、適宜利用者等から意見や満足度を聴取して自己評価を行うこととしており、また、当該評価の実施状況については、本市に提出する「業務実施報告書」へ四半期ごとに記載し報告することとしていた。 今回の監査の意見を踏まえ、平成 2 5 年度以降、指定管理者に業務の実施状況について自己評価を行わせることとした。 このことについて、各施設所管課で統一的な取扱いができるよう、平成 2 5 年 4 月に広島市指定管理者制度ガイドラインを一部改訂するとともに、説明会を開催して周知を図った。

(3) 指定管理者の財務安全性の点検について（所管課：企画総務局企画調整部分権・行政改革推進課）	
監 査 の 意 見	対 応 の 内 容
指定管理者は、毎年度、決算確定後速やかに、財務諸表を広島市に提出しなければならないとされているが、入手した財務諸表に基づき財務安全性を点検している施設は少なかった。 施設管理を今後も安定的に行うためには、指定管理者の財務安全性が保たれていることが前提となる。モニタリングの一つの手法として、指定管理者の財務安全性について点検を行うことが望まれる。 また、統一的な取扱いができるよう、チェックリストを整備することが望まれる。	全関係局・区長及び教育長に対し、平成25年2月26日付けで「指定管理者の業務実施状況の確認等の徹底について」の通知を行った。その中で、事業報告書だけでなく財務諸表等も提出させている趣旨をよく踏まえて適切に対応するよう徹底した。 また、各施設所管課における指定管理者の財務安全性の点検の一助とするため、財務諸表を一般的な指標を用いて確認する「財務諸表チェックリスト（標準例）」を作成し、平成24年度の事業報告の確認から用いることとした。 このことについて、各施設所管課で統一的な取扱いができるよう、平成25年4月に広島市指定管理者制度ガイドラインを一部改訂するとともに、説明会を開催して周知を図った。

(4) 実地調査における計画の作成について	
(5) モニタリングが不十分であることについて（所管課：企画総務局企画調整部分権・行政改革推進課）	
監 査 の 意 見	対 応 の 内 容
(4) 実地調査における計画の作成について 実地調査の計画が作成されていない、又は必要な点検項目が漏れている事例が確認できた。 実地調査の実施に際しては、点検項目及び点検方法等を含む適切な実地調査の計画を作成することが望まれる。 (5) モニタリングが不十分であることについて 実地調査における指定管理者の業務の実施状況の点検が不十分なものとなっている。必要な事項は必ず実地調査で点検し、その結果を詳細に記録し、保管するよう徹底することが望まれる。 また、統一的な取扱いができるよう、ガイドラインで様式を整備することが望まれる。	本市では、指定管理者が事業計画に沿った適正な管理を行っているか、また、業務実施報告書の内容と実態に齟齬がないかを確認するため、年1回以上、市の担当者が直接施設に出向き、施設の目視、書面の確認、施設職員からのヒアリング等により業務実施状況を確認する「実地調査」を行っている。 今回の監査の意見を踏まえ、全関係局・区長及び教育長に対し、平成25年2月26日付けで「指定管理者の業務実施状況の確認等の徹底について」の通知を行い、実地調査を実施する際の留意点として、事前の調査計画の作成や調査結果の記録・保管などを行うよう改めて徹底した。 また、各施設所管課における実地調査の一助とするため、「実地調査 チェックリスト兼記録簿（標準例）」を作成し、平成25年4月に広島市指定管理者制度ガイドラインを一部改訂するとともに、説明会を開催して周知を図った。

(6) 収支状況の記載について（所管課：企画総務局企画調整部分権・行政改革推進課）	
監 査 の 意 見	対 応 の 内 容
施設の収支状況を正確に理解することができるよう、「指定管理者の業務実施状況の概要・評価」における「指定管理料等の収支状況」の記載方法を見直すとともに、補足説明を充実することが望まれる。 また、統一的な取扱いができるよう、ガイドラインの様式を見直すことが望まれる。	本市では、指定管理者の業務が適正・的確に実施されているか、市民サービスの向上が図られているかどうかを検証し、指定管理者に対して必要な指導等を行うとともに、指定管理者の取組意欲を高めることを目的として、毎年度、「指定管理者の業務実施状況の概要・評価」（以下「概要・評価」という。）を作成し公表している。 概要・評価においては、報告年度の収支の計画額と実績額を「指定管理料等の収支状況」として記載している。 今回の監査の意見を踏まえ、平成24年度の概要・評価から、収支状況の記載方法について、これまで記載していなかった他会計からの繰入金や前年度繰越金等の記載をするとともに、当初支払った指定管理料に余剰が生じ、本市へ精算戻入した場合は、その額の記載をするなど、指定管理業務全体の資金の流れについて、より詳細な補足説明を加えることとし、平成25年7月に関係局等に対し、その旨の通知を行い徹底した。 また、このことについて、各施設所管課で統一的な取扱いができるよう、平成26年3月を目途に広島市指定管理者制度ガイドラインを一部改訂する予定である。

(7) 「利用者の満足度」への対応状況について（所管課：企画総務局企画調整部分権・行政改革推進課）	
監 査 の 意 見	対 応 の 内 容
「指定管理者の業務実施状況の概要・評価」における「利用者の満足度」についての対応策の記載は、具体性に欠ける内容となっている。 不満のあった事象に対し適切に対応していることが確認できるよう、対応策を具体的に記載することが望まれる。	概要・評価においては、利用者の満足度についてのアンケート結果を掲載しており、満足度が十分でなかった場合は、その対応策についても併せて記載している。 今回の監査の意見を踏まえ、平成24年度の概要・評価から、対応策をより具体的に記載し、不満のあった事象に対し適切に対応していることが確認できるよう、平成25年7月に関係局等に対し、その旨の通知を行い徹底した。 また、このことについて、各施設所管課で統一的な取扱いができるよう、平成26年3月を目途に広島市指定管理者制度ガイドラインを一部改訂する予定である。

(8) 指定管理者が業務から撤退するリスクへの対応について (所管課：企画総務局企画調整部分権・行政改革推進課)	
監 査 の 意 見	対 応 の 内 容
公の施設の休館は，利用者に多大な影響を及ぼす事象のため，指定管理者の指定管理業務からの撤退は，施設を保有する地方公共団体にとって無視できないリスクである。 指定管理者が指定管理業務から撤退するリスクへの対応を検討することが望まれる。	本市では，これまで，基本協定書において，指定管理者の指定を取り消した日から２年間は当該事業者の申請を禁止することや，取消しにより本市に損害が発生した場合はこれを賠償しなければならないことを定めている。 しかし，現行の指定管理者制度の下では，どのようなペナルティを科そうとも，事業者が何らかの理由でその責務を果たせなくなり，指定管理者が業務から撤退するリスクを完全に排除することは困難と考えている。 このため，指定管理者が撤退した際の対応策として，本市が当該公の施設の継続的な管理運営を行うことが必要と判断した場合は，速やかに指定管理者を選定するとともに，サービスの継続性確保の観点から，指定管理者が管理運営を開始するまでの間は，暫定的に市が直営により管理運営を行うものとする。 また，このことについて，各施設所管課で統一的な取扱いができるよう，平成２６年３月を目途に広島市指定管理者制度ガイドラインを一部改訂する予定である。

平成 2 3 年度包括外部監査の意見に対する対応結果の公表
(都 市 整 備 局)

- 1 監査意見公表年月日
平成 2 4 年 2 月 6 日 (広島市監査公表第 4 号)
- 2 包括外部監査人
世良 敏昭
- 3 監査意見に対する対応結果通知年月日
平成 2 5 年 8 月 2 1 日 (広都機第 8 3 号)
- 4 監査のテーマ
未収金, 貸付金, 出資金及び基金に係る財務に関する事務の執行について (債権管理に関する事務を含む。)
- 5 監査の意見及び対応の内容

広島駅南口開発株式会社 (1) 経営改善スキームの検証について (所管課: 都市整備局都市機能調整部)	
監 査 の 意 見 の 要 旨	対 応 の 内 容
経営改善スキームは平成 1 7 年 8 月の策定から既に 6 年を経過しているが, 融資期間は長期間に及ぶため, 周辺環境の変化や大規模修繕等の必要性が生じた場合には, 現行の長期収支計画を見直した上で, 経営改善スキームの見直しの必要性について検証する必要があると考える。 広島市の指導調整団体であり, かつ, 重要な融資先であることから, 広島市が主導して長期収支計画をどういう場合に見直すか (例えば 3 ~ 5 年ごとに定期的に点検を行うことその他, スキームの前提が大きく変動する場合等) を明確にすることが望まれる。	広島駅南口開発株式会社では, 平成 1 7 年 8 月策定の経営改善スキームに基づいた長期収支計画を策定し, これに沿った経営に取り組んでいる。 本市としては, 各年度の資金過不足の蓄積である期末現預金残高が, 複数年度にわたる経営状況の傾向を示す指標となることから, これが計画値を下回ることが見込まれる場合に, 長期収支計画の見直しを行うこととする。

(2) 事業のあり方について (所管課：都市整備局都市機能調整部)

監 査 の 意 見 の 要 旨	対 応 の 内 容
第三セクター方式で設立された背景としては、零細権利者が多く、地元権利者のみで事業資金を確保することが困難であったこと、再開発後は零細権利者を支援し、再開発ビルの良好な管理を行う必要があることが挙げられる。また、再開発ビル（エールエールA館）は、広島市の玄関口にふさわしい都市機能の向上や都市の活性化等に寄与していることから、その管理運営を行う同社について公益性の高い法人として広島市は支援を行っている。 ただし、商業施設の運営ノウハウは一般には民間の方が豊富であると考えられるため、広島市が将来も継続して事業に関与することには検討の必要があるものとする。 広島市は今後の同社の経営健全化の状況及び広島駅周辺開発の進捗を鑑み、民間で運営する方が合理的と判断される場合にはエールエールA館の管理運営事業の見直しを検討することが望まれる。	広島駅南口開発株式会社は、単年度での経営状況は安定しているものの、多額の累積欠損及び借入金を抱えており、経営改善を図っているところである。 このため、現時点で、事業の引き受け手となる民間の出現は見込み難い。 今後、民間から見ても、会社としての継続性が確保されていると評価できる状況となるよう、まずは経営の改善を進めた上で、より効率的な管理運営体制について、民間への移行も含めて検討する。